

健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）が平成20年4月に施行されました。

今まで地方公共団体の財政状況については、地方財政状況調査（決算統計）によって算定する各種数値を用いて、収支の状況やその分析などを行ってきました。

しかし、全国的に地方の財政状況はあまりよくない状態が続いている中で、新たな指標に基づき数値（健全化判断比率・資金不足比率）を算定し、監査委員の審査に付し、審査意見を添えて議会へ報告するとともに市民の皆様に公表することとなりました。また、この法律では、一定基準以上の数値になると、早期健全化計画または財政再生計画を作成し、その計画に沿って健全化を図る制度です。

この法律では、財政状況を4つの指標とその指標それぞれに2段階の基準を設け、健全度を計っています。（将来負担比率は、早期健全化基準の1段階のみ）

また、公営企業につきましても、資金不足比率という指標にて健全度を計っています。

□ 4つの指標

● 実質赤字比率

[趣旨] 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
…東海市では、一般会計と太田川駅周辺土地区画整理事業特別会計が該当します。
- ・ 実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）
…東海市は、黒字となっています。
- ・ 標準財政規模：地方財政法第5条の4第1項第2号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額（臨時財政対策

債発行可能額を含む)

●連結実質赤字比率

[趣旨] 全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計等及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の不足額の合計額
 - ハ 一般会計等及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

●実質公債費比率

[趣旨] 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（単年度毎に算出し、3カ年平均値を比率とします。）

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

（単年度）

- ・ 地方債の元利償還金：公債費に充当される一般財源等の額
- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの

- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金利子
- ・ 特定財源：普通交付税額
- ・ 元利償還金：準元利償還金に係る基準財政需要額算入額：準元利償還金のうち、普通交付税算定の際に基準が示されている財政需要額に算入された額で、へから又までの合計額
- へ 災害復旧費等に係る基準財政需要額
- ト 普通交付税算定における事業費補正により基準財政需要額に算定された公債費
- チ 普通交付税算定における事業費補正により基準財政需要額に算定された公債費（準元利償還金に係るもの）
- リ 災害復旧費等に係る基準財政需要額（準元利償還金に係るもの）
- 又 普通交付税算定における密度補正により基準財政需要額に算定された準元利償還金（地方債の元利償還金を基礎として算入したもの）

●将来負担比率

[趣旨] 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（年度末における全職員に対する要支給額）のうち

ち、一般会計等の負担見込額

へ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 連結実質赤字額

チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金
- ・ 特定財源見込額：都市計画事業に係る、地方債の現在高（残高）に対して充当することができる都市計画税の額等
- ・ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額：普通交付税算定において、基準財政需要額に算入される地方債現在高（残高）の額

●資金不足比率

[趣旨] 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・ 資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

・ 資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高）－解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金不足額が生じる等の事情がある場合において、資金不足額から控除する一定額

・ 事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額
事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額
－受託工事収益に相当する収入の額

□2段階の基準

●早期健全化基準

早期健全化基準は、財政が破綻する前に自主的な改善努力により財政健全化を図るものです。表に掲げた「実質赤字比率」から「将来負担比率」までの4つ比率のうち、1つでも国の定めた早期健全化基準より悪化した場合、財政健全化計画の策定や外部監査等が義務付けられています。

●財政再生基準

財政再生基準は、深刻な財政状態を示すもので、国の関与の下で、確実な財政再生を実施するものです。財政再生計画の策定、及び計画策定について国との同意手続、地方債の借入制限、外部監査の義務付け、財政運営に対し総務大臣の予算変更等の勧告制度などが決められています。

また、公営企業が算定する資金不足比率に対しては、経営健全化基準が示されています。

●経営健全化基準

経営健全化基準は、健全化判断比率における早期健全化基準に相当するもので、その手続きについてもほぼ同様なものになっています。

以上が地方公共団体の財政の健全化に関する法律における東海市の概要です。

詳しくは市役所2階財政課までご連絡ください。